

・建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用
 ・掘削用クレーン用クレーン本体の特定
 自主検査も必要です

チュービング機械（走行装置）

日車 RT杭打機

証明書発行日 年 月 日

証明書発行No.

特自検標章No.

メーカー名	日本車輛製造株式会社		使用者住所 氏名又は名称
チュービング型式			
チュービング製造番号			
ユニット型式	ユニット 製造番号	機械管理者	
エンジン型式・ 製造番号			検査業者登録No.
稼働時間	h		検査業者 又は事業者 住所・名称 責任者名
検査年月日	年 月 日		
検査実施場所			
検査者氏名			

装置	照合 No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
走行装置	1	フレーム	き裂、損傷、変形、ボルト・ナットの緩み・脱落	目視、トルクレンチ、 カラーチェック、テストハンマー			
	2	アウトリガー	取付、変形、摩耗、開閉の可動状態、ピンの変形・ 摩耗、フロートの取付・変形・緩み	目視、スケール、トルクレンチ、 テストハンマー			
	3	表示板	取付、損傷	目視			
	4	警報装置	取付、作動	目視、操作			
	5	計器類	取付、作動、指示	目視、操作、サーキットテスター			
	6	起動輪、遊動輪	き裂、変形、摩耗、異音、発熱、取付、油漏れ、 給油脂	目視、聴診、触診、 カラーチェック、スケール、パス			
	7	転輪(上部・下部)					
	8	履帯	き裂、変形、摩耗、取付、シューの緩み、ピン・ボルト・ ナットの取付、摩耗、変形、き裂	目視、スケール、カラーチェック			
	9	履帯調整装置	取付、作動、調整ボルト等のき裂・変形・腐食・摩耗・給 油脂	目視、操作、カラーチェック			
	10	減速機	取付、作動、異音、発熱、損傷、油量、汚れ、漏れ	目視、操作、聴診、触診			
	11	走行・駐車ブレーキ	効き	目視、操作			
	12	油圧モーター	漏れ、振動、異音、発熱	目視、聴診、触診、テスター			
	13	油圧ホース、配管、継手	取付、き裂、劣化、漏れ、緩み	目視			
	14	圧力制御弁	作動、漏れ、圧力調整	目視、操作、圧力計			
	15	方向制御弁	作動、漏れ	目視、操作			
	16	油圧シリンダー	取付、作動、漏れ、伸縮量、打痕、き裂、曲り、擦り傷	目視、操作、スケール			
	17	クローラフレーム	取付、き裂、変形、摩耗	目視、カラーチェック			
	18	昇降装置	取付、き裂、損傷、変形	目視			
	19	操作装置	操作レバーのストローク・がた、作動	目視、操作			
総合	20	総合テスト	作動、異音、振動、発熱、油脂、機能、出力	目視、操作、聴診、触診			

要 請 等	次回特定自主検査実施年月	年 月

措 置 内 容 の	照合 No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容

備
考

- 検査結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「レ」印の記号を記載する
- 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。
- 検査内容に*印が付けられた項目は関連機能が正常であれば検査は省略できる。省略した場合*印を○で囲む
- 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。
また補修内容等の詳細説明を要するものについては補修等の措置内容欄に記載する。
- [探傷器]による検査は、(社)非破壊検査協会の資格を有する者が行うものとする。
- ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」と共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である

記号 1 交換 × 2 分解交換 ⊗ 3 修理 △ 4 調整 A 5 締付 T 6 清掃 C 7 給油水 L 8 該当なし —